

日曜、祝日等における新型コロナウイルス感染症の診療・検査支援金に係る交付基準

(趣旨)

府は、日曜、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に定める「国民の祝日」をいう。）（以下、「休日」という。）等において、府民が容易に新型コロナウイルス感染症の診療・検査にアクセスできる体制を確保するため、休日等に開設する診療・検査医療機関に対し、予算の範囲内において標記支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(交付対象者)

診療・検査医療機関として府の指定を受けた医療機関で、支援金の対象となる日のいずれかの日に、新型コロナウイルス感染症の診断を目的とした保険適用の検査（他疾患による入院のための入院前検査や入院患者に対するものを除く。）を行うために開設し、その開設状況を事前に府へ届け出た者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者
- ② 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者
- ③ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

(支援金の対象となる日)

令和 4 年 6 月 19 日から令和 5 年 3 月 26 日までの日曜、祝日
令和 4 年 8 月 15 日、令和 4 年 12 月 29 日、令和 4 年 12 月 30 日、令和 4 年 12 月 31 日、
令和 5 年 1 月 1 日、令和 5 年 1 月 2 日及び令和 5 年 1 月 3 日
令和 5 年 4 月 2 日から 5 月 7 日までの日曜、祝日

(交付額)

診療・検査医療機関の指定区分及び開設時間に応じて下表のとおり交付する。

| 開設時間 | 診療・検査医療機関の指定区分 | | |
|-------------------|----------------|------------|------------|
| | A 型 | 準 A 型 | B 型 |
| 1.0 時間以上 2.5 時間未満 | 50,000 円/日 | 35,000 円/日 | 25,000 円/日 |
| 2.5 時間以上 3.0 時間未満 | 60,000 円/日 | 42,000 円/日 | 30,000 円/日 |
| 3.0 時間以上 3.5 時間未満 | 70,000 円/日 | 49,000 円/日 | 35,000 円/日 |
| 3.5 時間以上 4.0 時間未満 | 80,000 円/日 | 56,000 円/日 | 40,000 円/日 |
| 4.0 時間以上 4.5 時間未満 | 90,000 円/日 | 63,000 円/日 | 45,000 円/日 |
| 4.5 時間以上 5.0 時間未満 | 100,000 円/日 | 70,000 円/日 | 50,000 円/日 |
| 5.0 時間以上 5.5 時間未満 | 110,000 円/日 | 77,000 円/日 | 55,000 円/日 |
| 5.5 時間以上 6.0 時間未満 | 120,000 円/日 | 84,000 円/日 | 60,000 円/日 |
| 6.0 時間以上 | 130,000 円/日 | 91,000 円/日 | 65,000 円/日 |

※支援金の対象となる開設時間は 6 時間を上限とする。

※届け出のあった開設時間の範囲内で交付する。

(届出)

支援金の交付を希望する医療機関は、知事に対し、休日の開設状況に関する届出書(様式第1号)及び府の指定する書類をその定める期日までに提出しなければならない。

なお、届出のあった開設状況については、府ホームページにて公表するものとする。

(申請)

届出書を提出した医療機関で支援金の交付を希望する医療機関は、申請書(様式第2号)及び府の指定する書類を、知事が定める期間ごとに、知事が定める期日までに提出しなければならない。ただし、特別な事情があると認められる場合は、支援金の対象となる日の最終日より前であっても、届出た一部の開設の完了をもって、部分払申請書(様式第3号)及び府の指定する書類を提出することにより、当該完了部分に対する申請をすることができる。

(書類審査及び支払)

知事は、申請があったときは、当該報告に係る書類等により内容を審査し、交付すべきと認めるときは、速やかに支援金の交付を行う。ただし、知事は必要があると認めるときは額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

(実地検査等)

知事は、支援金の適正な執行を図るため、必要に応じて医療機関に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に当該医療機関の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(返還)

知事は、実地検査等の結果、支援金の減額をすべきと認めるときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

- ①当該支援金に係る証拠書類を事業完了後10年間保管しておかななければならない。
- ②この基準に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別途定める。

附則

附則

この交付基準は、令和4年6月10日から施行する。

この交付基準は、令和4年9月16日から施行し、令和4年10月2日から適用する。

この交付基準は、令和4年9月28日から施行し、令和4年10月9日から適用する。

この交付基準は、令和5年3月27日から施行し、令和5年4月2日から適用する。